鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削 り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994
- (2) 職務の級が3級から5級までである者1,000分の959
- (3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の931

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

肥久

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務 の級が3級以上であるものについては、同表に定 める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げ る区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が 別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを 切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを さはこれを100円に切り上げるものとする。)を 給料月額とする。

- (1) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の965
- (2) 職務の級が6級から9級までである者1,000分の936

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務 の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4 級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務 の級が3級以上であるもの)については、同表に は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 1級又は2級)である者 1,000分の994
- (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の959
- (3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931
- ウ 医療職給料表(3)

略

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める</u>給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
  - (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 1級又は2級)である者 1,000分の994
  - (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の959
  - (3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931
- 別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係)

号給	給料月額
1	376,000円
2	426,000円
3	479,000円
4	545,000円

定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936
- ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務
の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4
級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務
の級が3級以上であるもの)については、同表に
定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲
げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員
との権衡上必要と認められる限度において管理者
が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額
(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを
切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたと
きはこれを100円に切り上げるものとする。)を
給料月額とする。

- (1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の965
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

|別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係)

号給	給料月額
1	363,000円
2	411,000円
3	462,000円
4	526,000円

5	622,000円	ĺ	I	
6	728,000円			
7	852,000円			

備考 この表に定める給料月額に1,000分の959を乗 じて得た額(その額に500円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の 端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる ものとする。)を給料月額とする。

## 別表第3 現業職給料表 (第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれ<u>に定める割合</u>(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。

## (1) 職務の級が1級又は2級である職員 1,000分の994

(2) 職務の級が3級である職員 1,000分の959

600,000円

703,000円 822,000円

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

5

6

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたきはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。 別表第8を次のように改める。

## 別表第8 (第7条関係)

(3) (3) (水)				
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	87, 500円	74, 300円
	7級	2種	82, 400円	67, 900円
		3種	65, 900円	54, 300円
	6級	3種	61,900円	47,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	132, 900円	111,800円
		2種	106, 200円	89,500円
		3種	85,000円	71,600円
	3級	2種	99, 200円	75,400円
		3種	79, 300円	60,300円
医療職給料表(2)	7級	2種	81,600円	69,500円
		3種	65, 300円	55,600円
	6級	3種	61, 900円	49, 100円
		4種	54, 200円	42,900円
医療職給料表(3)	7級	2種	82, 200円	70,600円

1				
		3種	65, 800円	56, 500円
	6級	3種	64, 500円	49,500円
		4種	56, 500円	43, 400円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応す る同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する 場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」とい う。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において 「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する 改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後

改正前

附 則

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適|第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適 用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の 各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める 額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員 を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当 する額を給料として支給する。
  - (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務 の級が1級又は2級であるもの(以下この号にお いて「行政職2級以下職員」という。) 並びに同 表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給 料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この条 において同じ。) でその職務の級及び号給が行政 職2級以下職員に対応するものとして管理者が定 めるもの 旧給料月額 (施行日の前日において鳥 取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を 改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第 6号) 附則第7項本文の規定の適用を受ける職員 にあっては、同項の規定の適用がなかったものと した場合に同日において受けることとなる給料月 額。以下同じ。) に1,000分の994(他の職員との 権衡上必要と認められる限度において管理者が別 に定める場合はその割合) を乗じて得た額(その 額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨 て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこ

附則

(給料の切替えに伴う経過措置)

用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の 各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める 額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員 を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当 する額を給料として支給する。

れを100円に切り上げるものとする。)

- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの(以下この条において「行政職5級以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の959(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この条において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の931(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 旧給料月額

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務 の級が3級から5級までであるもの(以下この号 において「行政職5級以下職員」という。)並び に同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその 職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応す るものとして管理者が定めるもの 旧給料月額 (鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の-部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規 程第6号) 附則第7項本文の規定の適用を受ける 職員にあっては、同項の規定の適用がなかったも のとした場合の給料月額。次号及び第3号におい <u>て同じ。)</u>に1,000分の965(他の職員との権衡上 必要と認められる限度において管理者が別に定め る場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100 円に切り上げるものとする。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの(以下この号において「行政職6級以上職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 旧給料月額